

令和3年度デジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金実施要領

制定 令和3年8月2日
オールみやざき営業課

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。）及びデジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート補助金交付要綱の他、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、加工食品をはじめとする県産品の販売促進を図るため、デジタルツールを活用した販売力・商談力強化を図る新たな取組に係る経費の一部を助成する。

2 採択基準

補助に当たっては、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 事業の新規性

デジタルツールを活用した新たな取組を行う事業内容となっているか。

(2) 事業計画の実現可能性

事業計画が具体的かつ明確なものであるか及び実施スケジュールが明確に設定されているか。

(3) 積算根拠の明確性

事業を実施する際に必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

(4) 事業の継続性

デジタルツールを活用した販売力・商談力のノウハウを習得し、補助事業完了後もそのノウハウを活かしたオンライン商談会への参加、ECサイトの運営が見込まれるか。

3 対象経費

別紙1「補助金の対象経費について」に基づき、適切に区分整理等を行うこと。
なお、一申請事業ごとに区分して、経費を管理すること。

4 補助対象外経費

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
- ⑥ コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- ⑦ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑧ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

5 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定通知日以降とすること。

完了時期：令和4年2月28日までとし、実績報告まで完了すること。

本補助金の対象となる経費は、交付決定後に生じたものに限られるので留意すること。

- 5 申請手続
別紙2「補助金交付申請手続について」のとおり
- 6 申請書類等の提出期限
交付要綱第6条第2項で定める申請書類等の提出期限は、令和3年9月30日(木)までとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 7 他の補助事業(県費負担の事業に限る)との重複
認めない。